

【本年10月より開始！消費税軽減税率制度】

いつもありがとうございます。税務部の笠原恵です。

今回は、本年10月より導入される消費税軽減税率制度についてお伝えします。そもそも「軽減税率制度」とは、どんな制度かといいますと、令和元年9月30日までは、単一税率制度だったものが、令和元年10月1日以後は複数税率制度（軽減税率8%、標準税率10%）に変更になる制度です。ここで注意したいのが、**今までの税率8%と軽減税率8%では、国税の税率と地方税の税率の比率が異なる点です。**



- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ※ 令和元年9月30日までの税率（8%） | ： 国税消費税6.3%、地方消費税1.7% |
| ※ 令和元年10月1日以後の軽減税率（8%） | ： 国税消費税6.24%、地方消費税1.76% |

なぜ異なるようになったかといいますと、**10月以降は、合計税率の8%、10%いずれにおいても、国税と地方税の比率を78：22に変更**したからです。

（標準税率10%は、国税消費税7.8%、地方消費税2.2%となります。）

従って、**経理担当者は「旧税率8%」か「軽減税率8%」なのかを明確に区別する必要があります。**実務的には、会計ソフトの税区分入力時に「旧8%」もしくは「軽8%」を選択することになります。きちんと税区分を分けておかないと、消費税の計算上問題がありますので、ここは重要です！

例えば、飲食料品の予約販売・通信販売は、旧税率8%の適用の経過措置の要件を満たし、軽減税率8%の対象でもある場合には、軽減税率8%（国税6.24%、地方税1.76%）を適用します。

軽減税率8%の対象のものは下記の通りです。

<p>飲食料品の譲渡 「食品表示法に規定する食品」 （医薬品を除き、食品添加物を含む。）</p>	<p>「飲食料品」とは、次の①及び②をいう。</p> <p>① 食品（酒類アルコール1度以上の飲料を除く。）（みりんは酒類10%）</p> <p>② 食品と食品以外の資産で構成された一体資産（例えば、珈琲豆とカップのセットなどその一体となっている商品に係る価格のみが提示されているもののうち、税抜価格が1万円以下で、食品に係る部分の価額の占める割合が2/3以上のものに限る。）</p> <p>「飲食料品の譲渡」には次のA及びBは含まない。</p> <p>A 外食（食事の提供）</p> <p>B ケータリング（有料老人ホームの給食、学校給食は軽減税率の対象）</p>
<p>飲食料品の輸入</p>	<p>保税地域から引き取られる課税貨物のうち飲食料品に該当するもの。</p> <p>従来通り、輸入許可書に記載された消費税額を個別に積み上げる集計を行う。</p>
<p>新聞の譲渡</p>	<p>定期購読契約（週2回以上）が締結された新聞（電子版や駅売り新聞は10%）</p>

以上、消費税軽減税率制度について解説しましたが、まだまだお伝えしきれていない部分が多いので、来月号においても特集予定です。今回の改正への対応策として、既に4月から価格（税抜）を変更している商品が出ています。10月から急に売上への影響が出ないように、特に一体資産においては、商品の売り方や価格設定の見直しが必須ですので、ご検討ください。

不明点等はお気軽に担当者までご連絡くださいませ。宜しく願い致します。（税務部／笠原 恵）